

平成28年度（第25回）

# 歯っぴいライフ8020実施要領

福 島 県  
一般社団法人 福島県歯科医師会

## 1. 対 象 者

- (1) 福島県内に住民票があり、かつ居住している者
- (2) 昭和11年6月30日以前に生まれた80歳以上の者
- (3) 20本以上の残存歯（第3大臼歯を含む。）が十分に機能している者  
ただし、ブリッジのダミー、C4およびインプラントは欠損歯扱いとする。
- (4) すでに「歯っぴいライフ8020」の認定証を所持している者は除く。

## 2. 募 集 期 間

平成28年6月1日（水）から6月30日（木）まで

## 3. 健診および審査方法

- (1) 自薦他薦を問わず、上記1.対象者の(1)から(4)を満たす該当者は、最寄りのかかりつけ歯科医院（福島県歯科医師会会員）において、「歯っぴいライフ8020」に応募することを申し出て健診を受ける（上記募集期間中の健診に限る）。  
なお、この場合の健診は無料とする。
- (2) 応募者があった歯科医院は、福島県歯科医師会の会員である歯科医師が別に定める健診票を作成し、7月4日（月）まで各地域歯科医師会会長に提出する。
- (3) 各地域歯科医師会会長は、応募のあった健診票を7月11日（月）までに福島県歯科医師会会長に提出する。
- (4) 福島県歯科医師会は審査会を開催し、認定証の贈呈者及び賞状贈呈者3名を決定する。

## 4. 表 彰

- (1) 所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を贈呈する。
- (2) 特に口腔の健康が良好な者3名に、賞状を贈呈する。
- (3) 表彰は平成28年11月13日（日）に開催予定の「第19回うつくしま、ふくしま。歯の祭典」で行う。
- (4) 「歯っぴいライフ8020」の受賞者及び認定証の交付を受ける者に対する表彰の通知は、福島県歯科医師会が行う。

※ 福島県・福島県歯科医師会は個人情報保護に関する法令を遵守し、応募者の個人情報は、「歯っぴいライフ8020」に関する表彰の目的以外では使用しない。

※ 「歯っぴいライフ8020」の審査結果は、行政機関や報道機関等に公表する。